

パブリックコメント

令和2年12月10日～令和3年1月20日

北区公園魅力向上推進プラン

(案)

令和2年12月

東京都 北区

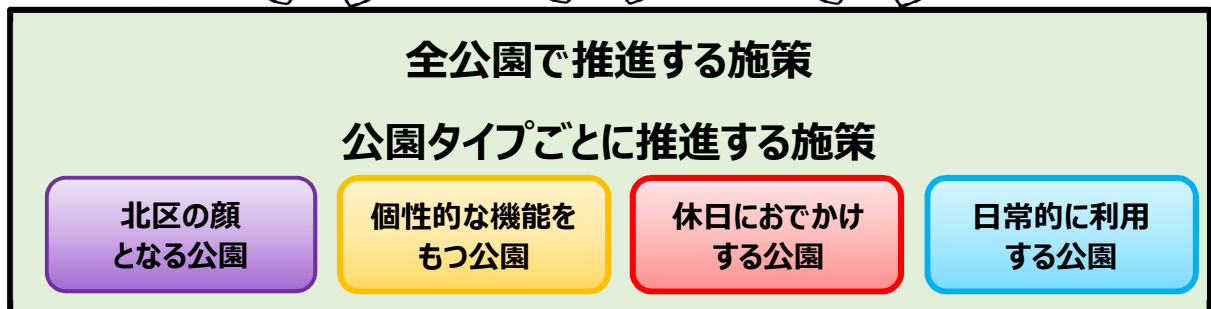
北区公園魅力向上推進プラン

1 推進プランの考え方

(1) 北区公園総合整備構想の体系と推進プランの位置づけ



魅力ある公園づくりの視点から展開



(2) 推進プラン策定の目的

重点方針の施策を計画的に実施することを目的に、それぞれの施策についての取組み内容や実施時期などを設定した、推進プランを作成します。

(3) 推進プランの期間

推進プランの期間については、短期（～3年）、中期（～7年）、長期（～10年）の3つに分けてそれぞれ計画的に推進し、10年ごとに見直しを行っていくことを基本とします。

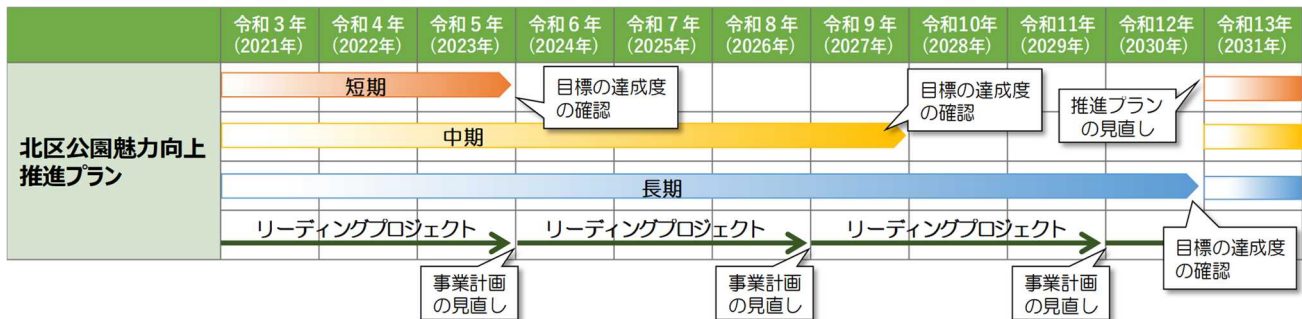


図 - 1 : 推進プランの期間

(4) リーディングプロジェクト

施策のなかでも特に優先的に推進すべき施策を「**リーディングプロジェクト**」として位置づけ、3か年での事業計画を設定します。リーディングプロジェクトは、3年ごとに進捗状況の評価を行い、見直しを図ることとします。目標達成後は、引き続き推進していくとともに、重点方針の別の施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、推進していきます。

2 推進プラン

「基本目標 I 誰もが使いやすい身近な公園」に関する推進プラン

◆ 多様な主体の創意工夫による公園の活用 【重点方針】

(1) 施策の実施時期

★…リーディングプロジェクト

	施策	担当課	現在	実施時期		
				短期 (R3年度 ～5年度)	中期 (R6年度 ～9年度)	長期 (R10年度 ～12年度)
★ I-①-A 運営	公園の利用ルールについて、公園を利用しない人々からも意見をくみ取る仕組みをつくり、より多くの方々が気持ちよく使える公園づくりを推進していきます。	道路公園課	—	推進	推進	推進
★ I-①-B 運営	区民が気軽に公園の運営や維持管理に参加できる「公園管理サポーター」制度の導入を検討していきます。	道路公園課	—	導入	推進	推進
I-①-C 整備 運営	ドッグランが自主運営できるルール作りなど、区民と協働した利用ルールの検討を行います。	道路公園課	—	—	検討	1カ所導入
I-①-D 運営	活動団体との協働により、プレーパーク事業を推進していきます。	子ども未来課	推進	推進	推進	※

※…2025年に再策定が予定されている『子ども・子育て支援計画』に基づいて実施します。

(2) リーディングプロジェクト

【施策Ⅰ-①-A】

公園利用ルールについて、公園を利用しない人々からも意見をくみ取る仕組みをつくり、より多くの方々が気持ちよく使える公園づくりを推進していきます。

これまで、公園を利用していない人の意見を聞く機会が少なく、公園づくりに反映されてきませんでした。そこで、公園を利用していない区民からも意見をくみ取る仕組みをつくることで、利用してみたいと思ってもらえる、より多くの方々が気持ちよく使える公園づくりを進めていきます。

<取組み内容と実施時期>

取組み内容	主担当課	実施時期（短期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 対象エリアの選定	道路公園課	●————●		
② 対象公園の選定・アンケート調査	道路公園課		●————●	
③ 地域住民との合意形成	道路公園課			●————●

① 対象エリアの選定

利用ルールの見直しを行う対象エリアを選定します。

② 対象公園の選定・アンケート調査

北区HPなどによるアンケート調査を行い、「どのような使い方ができれば公園を利用したくなるか」などを調査し、利用ルールの見直し内容や対象公園を検討します。

③ 地域住民との合意形成

②の結果を踏まえて、対象公園や対象エリアの誘致圏内の地域住民と利用ルールの見直しについて合意形成を図ります。

【施策Ⅰ-①-B】

区民が気軽に公園の運営や維持管理に参加できる「公園管理サポーター」制度の導入を検討していきます。

公園利用者である近隣の区民等が公園のサポーターとなって公園の運営や維持管理で活躍していただけるよう、「公園管理サポーター」制度の導入を検討していきます。

「公園管理サポーター」制度は、公園環境の美化や公園利用のマナー啓発等を行うボランティアを支援する制度です。

<取組み内容と実施時期>

取組み内容	主担当課	実施時期（短期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 制度内容の検討	道路公園課	●————●		
② 広報・募集	道路公園課		●————●	
③ 導入	道路公園課			●————●

① 制度内容の検討

「公園管理サポーター」制度の対象者や募集の方法、支援の内容など制度導入に必要な事項を検討していきます。

② 広報・募集

「公園管理サポーター」制度の周知や、募集を行います。

③ 導入

「公園管理サポーター」を認定・登録し、活動を支援していきます。

「基本目標Ⅱ 安全で快適なやすらげる公園」に関する推進プラン

◆ トイレの快適性の向上【重点方針】

(1) 施策の実施時期

★…リーディングプロジェクト

	施策	担当課	現在	実施時期		
				短期 (R3年度 ～5年度)	中期 (R6年度 ～9年度)	長期 (R10年度 ～12年度)
Ⅱ-①-A 整備	公園のトイレは配置基準を設定し、適正配置化を推進します。	道路公園課	—	推進	推進	推進
★ Ⅱ-①-B 整備	駅周辺の公園や比較的規模の大きい公園のトイレでは、機能性の充実を図り、より多くの方々の利用に配慮したトイレ設備を設置していきます。	土木政策課 ・ 道路公園課	—	3公園 完成	推進	推進
Ⅱ-①-C 整備	汚れが付きにくく目立ちにくい素材の導入により、トイレ清掃の効率化および清潔感の向上を図ります。	土木政策課 ・ 道路公園課	推進	推進	推進	推進
Ⅱ-①-D 運営	利用頻度や耐用年数から、児童遊園のトイレの適切な更新頻度を検討していきます。	道路公園課	—	検討	モデル 実施	実施
Ⅱ-①-E 運営	ネーミングライツや管理を含めたリース契約の導入など、民間活力の導入によりトイレの清潔感向上を検討していきます。	道路公園課	—	検討	導入	推進
Ⅱ-①-F 整備 管理	公園トイレと管理棟を一体化することで、防犯面の向上を図ります。	土木政策課	推進	1カ所 完成	推進	2カ所 完成
★ Ⅱ-①-G 整備	休日におでかけする公園や日常的に利用する公園のトイレでは、子どもと一緒に使いやすいトイレ設備を設置していきます。	土木政策課 ・ 道路公園課	—	6公園 完成	推進	推進

(2) リーディングプロジェクト

【施策Ⅱ-①-B】

駅周辺の公園や比較的規模の大きい公園のトイレでは、機能性の充実を図り、より多くの方々の利用に配慮したトイレ設備を設置していきます。

利用者が多いと想定される公園のトイレでは、より多くの方々に使いやすいよう、一般トイレにおいても多機能トイレの機能（ベビーベッド、ベビーチェア、大型ベッド、着替え台など）を補完的に整備し、ピクトサインにて利用者に分かりやすい表示を行います。

また、利用者の快適性向上の一環として、温水手洗いの導入や鏡の下部へのカウンター設置など、手洗い環境の改善をはかります。

さらに、消毒設備や便座クリーナーを設置するとともに、換気扇を設置するなど感染症対策を講じていきます。

<取組み内容と実施時期>

取組み内容	主担当課	実施時期（短期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 仕様及び優先順位の検討	道路公園課	●————●		
② 1公園完成	道路公園課		●————●	
③ 3公園完成	道路公園課			●————●

① 仕様及び優先順位の検討

公園タイプや公園規模ごとにトイレの標準平面図や標準設備を定め、優先的に改修を進めていく順位を検討します。

② 1公園完成

①の検討結果をもとに、特に優先度の高いトイレにおいて、より多くの方々の利用に配慮した設備の整備を行います。

③ 3公園完成

①の検討結果をもとに、特に優先度の高いトイレにおいて、より多くの方々の利用に配慮した設備の整備を行います。

【施策Ⅱ-①-G】

休日におでかけする公園や日常的に利用する公園のトイレでは、子どもと一緒に使いやすいトイレ設備を設置していきます。

子ども連れでの利用が多いと想定される、休日におでかけする公園や日常的に利用する公園のトイレでは、子どもと一緒に使いやすいようベビーチェアや荷物用フックの設置などを推進していきます。

<取組み内容と実施時期>

取組み内容	主担当課	実施時期（短期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 仕様及び優先順位の検討	道路公園課	●————●		
② 3公園完成	道路公園課		●————●	
③ 6公園完成	道路公園課			●————●

① 仕様及び優先順位の検討

公園タイプや公園規模ごとにトイレの標準平面図や標準設備を定め、優先的に改修を進めていく順位を検討します。

② 3公園完成

①の検討結果をもとに、特に優先度の高いトイレにおいて子ども連れが利用しやすいトイレへの改修工事を行います。

③ 6公園完成

①の検討結果をもとに、特に優先度の高いトイレにおいて子ども連れが利用しやすいトイレへの改修工事を行います。

「基本目標Ⅲ 個性豊かな楽しい公園」に関する推進プラン

◆ 地域資源を活かした個性ある公園づくり【重点方針】

(1) 施策の実施時期

★…リーディングプロジェクト

	施策	担当課	現在	実施時期		
				短期 (R3年度 ～5年度)	中期 (R6年度 ～9年度)	長期 (R10年度 ～12年度)
Ⅲ-①-A 	区内の緑のネットワークに配慮しながら、公園が地域における緑の拠点となるように緑化を推進していきます。	土木政策課 ・ 道路公園課	推進	推進	推進	推進
Ⅲ-①-B 	「景観重要公園」に指定されている公園は、地域が持つ良好な景観を保全する公園整備を行います。	土木政策課 ・ 道路公園課	設計	整備	1カ所 完成	2カ所 完成
★ Ⅲ-①-C 	季節の花やみどり、歴史・文化資源、景観などの地域資源と公園をつなぐことで、回遊して楽しめる公園づくりを推進します。	土木政策課 ・ 道路公園課	推進	推進	推進	推進
Ⅲ-①-D 	美化ボランティアなど、地域住民が公園の花壇管理に参加できる場づくりを推進します。	道路公園課 ・ 環境課	推進	推進	推進	推進
Ⅲ-①-E 	地域住民との協働や環境学習施設との連携により、生きもの調査など、自然に触れて学べるプログラムを実施します。	道路公園課 ・ 環境課	推進	推進	推進	推進
★ Ⅲ-①-F 	民間事業者の柔軟かつ多彩な発想を取り入れ、区民サービスを向上させるため、Park-PFI制度の活用や指定管理者制度の導入を推進します。	土木政策課 ・ 道路公園課	検討	1カ所 完成	推進	2カ所 完成
Ⅲ-①-G 	北区の顔となる公園、個性的な機能をもつ公園では、特徴を活かしたコンセプトを設定し、コンセプトに基づいた公園づくりを推進していきます。	土木政策課 ・ 道路公園課	設計	整備	1カ所 完成	検討




(2) リーディングプロジェクト

【施策Ⅲ-①-C】

季節の花やみどり、歴史・文化資源、景観などの地域資源と公園をつなぐことで、回遊して楽しめる公園づくりを推進します。

北区の観光やまちあるきの拠点となっている公園を整理し、看板の設置や花植えなど、まちあるきをより楽しく魅力的なものとするための取組みを行います。

<取組み内容と実施時期>

取組み内容	主担当課	現在	実施時期（短期）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 観光やまちあるきの拠点となる公園情報の整理	土木政策課 ・ 道路公園課				
② 看板の設置や花植えなど	土木政策課 ・ 道路公園課				
③ 推進	土木政策課 ・ 道路公園課				

① 観光やまちあるきの拠点となる公園情報の整理

北区の観光やまちあるきの拠点となっている公園の情報を整理し、まちあるきをより楽しくするための取組みを検討します。

② 看板の設置や花植えなど

観光やまちあるきのルートに掲載した看板の設置や、ルート上の公園で花植えを展開するなど、まちあるきがより楽しくなるような取組みを行っていきます。

【施策Ⅲ-①-F】

民間事業者の柔軟かつ多彩な発想を取り入れ、区民サービスを向上させるため、Park-PFI 制度の活用や指定管理者制度の導入を推進します。

Park-PFI 制度や指定管理者制度の導入など、民間事業者の柔軟で多彩な発想やノウハウを公園整備や管理、運営に取り入れていくことで来園者の満足度を高めます。

<取組み内容と実施時期>

取組み内容	主担当課	現在	実施時期（短期）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
Park-PFI 制度 導入	① 事業者選定・協議	土木政策課	●—●		
	② 設計・工事	道路公園課		●—●	
	③ 1カ所完成	道路公園課		●—●	
	④ 検討	土木政策課			●—●

【P-PFI 制度導入】

① 事業者選定・協議

事業者の公募・選定を行います。また、選定された設置等予定者と協議を行い、公募設置等計画の認定を行います。

② 設計・工事

認定計画提出者による設計・工事を行います。

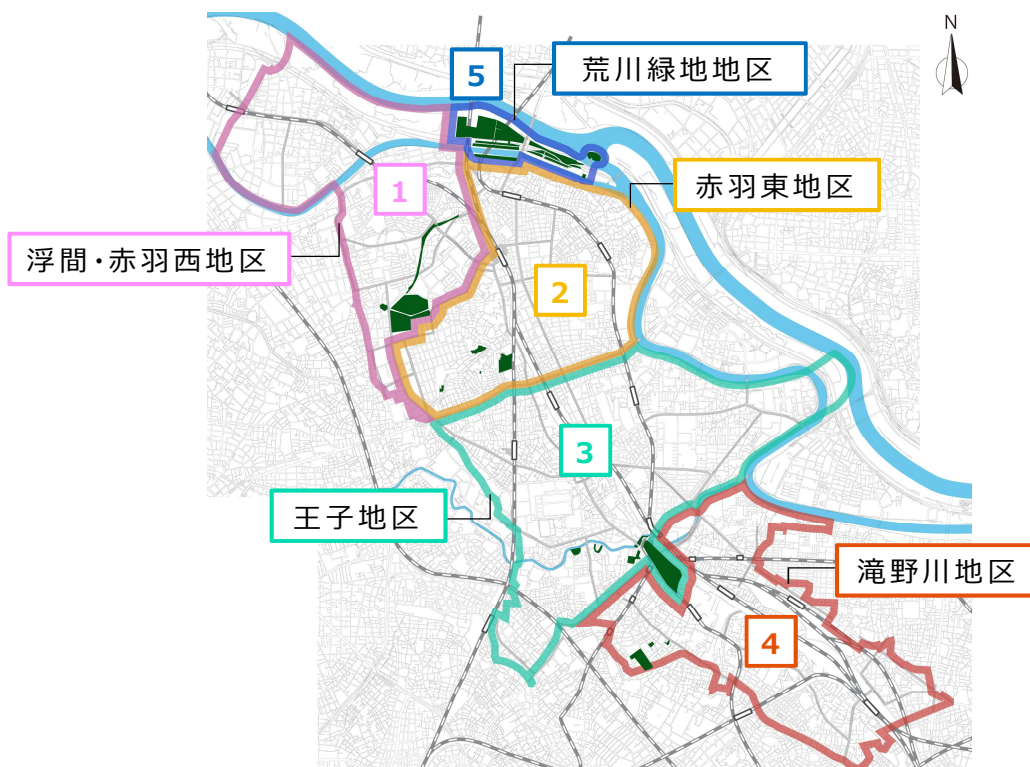
③ 1カ所完成

公募対象公園施設の事業を開始します。

取組み内容	主担当課	現在	実施時期（短期）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理者制度導入	① 検討	道路公園課	●—●		
	② 事業者選定	道路公園課	1~4 地区	5 地区拡大	
	③ 導入	道路公園課		●—●—●—●—●	

【指定管理者制度導入】

- ① 検討
指定管理者制度導入に向け、条例改正や公募条件の検討を行います。
（参考：「図-2：指定管理者制度導入の検討」）
- ② 事業者選定
選定委員会による候補者決定を行います。
- ③ 導入
段階的に公園などに指定管理者制度を導入していきます。



【指定管理者制度導入の考え方】

- ・ 1~4地区の核となる公園とその周辺の公園を含め令和4年度から導入。
- ・ 5地区はすでに荒川岩淵関緑地のバーベキュー場及び駐車場に導入しており、令和5年度から荒川・新河岸緑地全域に広げる。

図-2：指定管理者制度導入の検討